

第1回 大径木化した樹木への対応に関する検討委員会 議事概要

■検討委員会概要

日時：令和3年3月31日(水) 10:30～12:00

場所：東京国道事務所 会議室

【委員】(敬称略)

久保田 尚(埼玉大学教授)

濱野 周泰(東京農業大学客員教授)

大石 智弘(国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室長)

福本 充(国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 所長)

■議事概要

(1)大径木化した樹木の管理について

1)本委員会の位置付け

・本委員会においては、管内の大径木化した街路樹による道路の安全性を脅かしている実態やその考えられる改善方策について、それらへの対応の前提となる条件に応じて段階的に対策を図っていくための方針を定めるということ合意された。

2)本委員会での検討の進め方

・大径木化に伴い発生している課題を以下の3段階に分けて対応方針を検討する。

①第一段階：樹木が建築限界を越境している場合の対応方策

建築限界確保は前提として考え、可能な対応方法を検討する。対応方法に加え、撤去等を実施する際の周知・合意形成等についても検討する。

②第二段階：樹木により安全面の支障が発生している場合の対応方策

歩道通行については、歩行者等利用者の安全を担保するための平坦性を確保する等、対応すべき事項を整理し、どの基準を適用するか検討する。また有効幅員が基準(やむを得ない場合の1.5m)を下回る箇所の有無を次回委員会までに確認する。

課題発生箇所を基準に合致させるための対応方法について検討する。

③第三段階：落葉等による維持管理上の課題がある場合の対応方策

維持管理の対応が基本だが、技術的対応・更新(樹種の変更を含む)等についても検討する。

- ・事務局では次回検討会までに上記①～③の段階ごとに、本委員会で結論としたい目標もふくめて整理する。

(2) 今後の予定について

- ・本検討会で、上記①の建築限界越境への対応は結論として方針を定める。
- ・本検討会の第2回は5月に実施する。詳細な日程は事務局で調整する。
- ・上記②③への対応は今後の検討会で継続して議論を深める。